

# 上申書

平成24（2012）年10月24日

福島地方検察庁

検事正 塚 徹 殿

告訴・告発人代理人

弁護士 河合 弘之

弁護士 保田 行雄

弁護士 海渡 雄一

告訴・告発人らは、本上申書において、告訴・告発人らの平成24年（2012年）6月11日付告訴・告発状に記載した告訴・告発事実について、以下の意見を述べる。

## 1. PTSD について

本件において、被告訴人らの業務上の過失によって生じた福島原発事故に伴い、PTSD（外傷後ストレス障害）を患い、中にはこれを原因に死に至った被害者もいる。また、告訴人の中にも、原発事故起因による PTSD を患っている被害者がいる。

「傷害」（刑法204条）とは、身体の生理的機能の障害または健康状態の不良をいう。そして、PTSDのような精神的障害も「傷害」に当たるとするのが裁判所の考え方である（別紙1 最二決平成24年7月24日）。

本件福島第一原発事故に伴い、大量の被曝をし、またそれに恐怖し、正確な情報がないまま、避難区域が拡大し、移動の繰り返しを余儀なくされた人々の中には、今なお、PTSDに苦しみ、また死に至

った人もいる。

肉体的精神的疲労による死亡が福島県において多いところ、その原因は本件福島第1原発事故に伴う被曝、その恐怖、それからの避難などによる影響が大きい（別紙2 復興庁 震災関連死に関する検討会2012年8月21日「東日本大震災における震災関連死に関する報告」、別紙3 2012年8月22日朝日新聞）。

よって、このように原発事故を原因として、PTSDを患った場合も、傷害に当たるといわなければならない。

告訴・告発人においても、そのような被害者の詳細について調査中である。検察においても、このような被害者が多数存在することを強く認識するとともに、その被害者を探索し、被害の具体的状況を克明に記録するとともに、業務上過失致死傷の一態様として立件することを求める。

## 2. 福島県民健康管理調査結果について

福島第一原子力発電所事故による県内の放射能汚染を踏まえ、福島県が、県民の健康不安の解消や将来にわたる健康管理の推進等を図ることを目的として「県民健康管理調査」が実施されている。

甲状腺の検査については、事故当時概18歳以下の子どもたちを対象としている。

平成24（2012）年9月11日に公表された、平成24（2012）年度の福島における甲状腺検査結果によると、甲状腺に結節（しこり）や嚢胞が認められた子どもたちの人数は43.6%に及んでいる（別紙4 県民健康管理調査 資料2「甲状腺検査の実施状況（平成24年度）及び検査結果（平成23年度・24年度）について」15頁）。さらに、平成23年度の福島県民の甲状腺検査により、甲状腺に結節が認められた子どもたちのうち、二次検査が必要な18

6人のうちの細胞診実施の14名のうちの一人に甲状腺がんが発見されている（同資料 23頁「甲状腺検査（善意・無過失検察官先行検査）二次検査実施状況（平成24年8月31日現在）」、別紙5 2012年9月11日 共同通信）。

子どもの甲状腺がんの発生率は100万人に一人という珍しいものであり、チェルノブイリでも原発事故との因果関係が認められている。さらに、放射線被曝は甲状腺がんだけでなく、さまざまな甲状腺疾患をもたらす。

傷害とは身体の生理的機能を毀損することをいうところ、甲状腺に結節（しこり）や嚢胞が認められたことは傷害であるというべきである。

これに対して、これらの嚢胞や結節のなかには、良性のもので自然に消えるものがあるところ、これは傷害には当たらないと主張する者がいる。

しかしながら、傷害罪は状態犯であり、傷害の結果発生により既遂に達し終了するのであって、その後は法益侵害が継続しているにすぎない。

すなわち、ウイルスを感染させることによって病気を発症させた場合において、既に既遂に至っているのである。その後病気が快復したからといって、傷害には当たらないなどということはできない。

そうすると、嚢胞や結節が治ったからと言って、傷害に当たらないなどとの主張がいかに的を得ないものであることは容易に判断しうる。

検察においては、上記の県民健康管理調査の結果を真摯に受け止め、起訴にむけて捜索を続けるように求めたい。

以上